

議第345号

辺地に係る総合整備計画（左京区久多地域）の変更について

辺地に係る総合整備計画（左京区久多地域）を次のように変更する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

辺地に係る総合整備計画（左京区久多地域）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町の名称

京都市左京区久多下の町，久多川合町，久多中の町，久多上の町及び久多宮の町

(2) 地域の中心の位置

京都市左京区久多川合町56番地の5

(3) 辺地の人口

112人

(4) 辺地の面積

35.44平方キロメートル

(5) 辺地度点数

156点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該辺地は，京都市左京区に属し，京都市の最北端に位置しており，北は京都府南丹市美山に，東は滋賀県大津市及び高島市朽木に隣接する山間地であり，左京区役所から約36キロメートルの距離にある。

当該辺地を東西に貫く府道久多広河原線は，東側は滋賀県大津市及び高島市に，西側は左京区広河原地域に通じており，同府道沿いを中心に

集落が形成されている。

(2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

ア 移動通信用鉄塔施設

当該辺地においては、携帯電話を使用することができない箇所があるため、携帯電話を使用することができる地域との間において情報格差が生じている。

そこで、移動通信用鉄塔施設の整備を行うことにより、当該辺地とその他の地域との間における情報格差を是正する必要がある。

イ 共聴施設

地上波テレビ放送については、平成23年7月にデジタル放送に完全移行されるが、当該辺地においては、デジタル放送の直接受信が困難であるため、デジタル放送を受信できる地域との間において情報格差が生じるおそれがある。

そこで、共聴施設の改修整備の支援を行うことにより、当該辺地とその他の地域との間における情報格差を是正する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成19年度から平成23年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (移動通信用鉄塔施設)	京都市	118,000	5,750	112,250	104,000
電気通信に関する施設 (共聴施設)	京都市	27,000	15,180	11,820	11,000

提案理由

辺地に係る総合整備計画（左京区久多地域）を変更する必要があるので提案する。